

判決要約目録 (2001年掲載分)

特・実 一般

分類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
職務発明	35 105の3, 民166, 167, 民訴248, 労基92	使用者は職務発明の承継等を勤務規則等により一方的に定められるが、対価額は一方的に定められない等とした	平11(ホ)3208号 平13.5.22	10-8	職務発明, 対価請求権, 強行規定, 対価額算定, 使用者利益額, 使用者貢献度, 消滅時効
共同発明	38	共同発明と認められるためには具体的な関与の態様, 実質的な関与を示す証拠が必要	平11(ワ)10306号 平13.4.26	10-7	共同発明, 持分確認, 開発会議, 作成日付, 発明者
特許を受ける権利	66	ブラジャーの発明に関する出願につき, 特許出願人及び発明者となった被告に対し, 原告が特許を受ける権利を有することの確認を求めた裁判について, 原告が特許を受ける権利を取得したことを認めつつ, 既に特許権の設定登録がなされたことにより, 確認の利益が消滅したとして請求が棄却された	平11(ワ)20878号 平13.1.31	8-1	ブラジャー, 特許を受ける権利, 冒認出願

特・実 審決取消

分類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
優先権の効力	29の2	優先権の有効性を認めずに拒絶した審決が支持された	平10(行ケ)180号 平13.3.15	9-1	優先権の効力, 判決の拘束力
記載不備	36	本件発明「交流電位治療器」に関して, 特許無効審判請求を棄却する審決が支持された	平12(行ケ)66号 平13.7.16	12-5	記載不備, 実験報告書, 数値範囲
要旨変更	旧40	本件発明「エンジン始動装置」に関して, 特許を取り消す旨の決定が支持された(原告請求棄却)特許取消決定取消請求事件	平11(行ケ)360号 平12.9.19	1-2	要旨変更補正 出願時の繰り下がり
	平5改正 前特40	無効審決の取消の判決を受けてなされた無効審判の棄却審決が取消された	平10(行ケ)352号 平13.2.13	10-4	要旨変更 超弾性金属体 明細書の具体的記載
分割	29の	分割の基礎となった明細書に化合物の発明が記載されているというためには, 明細書の記載に基づき, 目的化合物が得られることが必要であるが, 試行錯誤等を強いなければ得られないような場合は記載されているとは言えないとされた	平11(行ケ)207号 平12.9.5	1-1	明細書に化合物の発明が記載されたとする要件
	40, 126	本件特許発明(投影露光装置)に関して, 訂正請求における訂正の適否が争われた	平11(行ケ)373号 平13.1.30	7-4	新規事項 分割出願 図
	123-2 (特39), 旧9	本件発明「半導体装置」に関し, 分割出願の出願日遡及が認められず, 原発明と実質同一として特許が無効とされた審決が支持された	平10(行ケ)82号 平13.3.28	11-11	分割出願, 特許無効, 発明の同一
共有	112の2, 行服21	共有特許権者の一人が特許料の追納により特許権の回復を図ろうとして単独で納付書を提出しそれが却下処分を受け, 支持された	平12(行コ)50号 平12.10.31	5-1	特許料の追納, 共有特許権 に関する保存行為
	178, 民訴40	共有特許の共有者の1名が単独で提起した特許取消決定取消請求が棄却された	平12(行ケ)470号 平13.3.12	10-6	異議, 審決取消訴訟 固有必要的共同訴訟
訂正の適否	旧39	本件考案「車椅子」に関して, 実用新案登録無効審判請求を棄却する審決が取り消された。 訂正審判における訂正の適否が争われた	平12(行ケ)33号 平12.11.9	4-2	新規事項追加 挿入と係合 進歩性
	126 但書1号	本件特許「ズボン等のウエスト伸縮構造」の訂正審判請求が「特許請求の範囲の減縮」を目的とするものと認められ, 審決が取り消された	平11(行ケ)349号 平12.11.20	4-3	特許請求の範囲の減縮, 課題, 伸び止め材, 実施例
公知・準公知	29の2	「車両用電子制御装置」に関する拒絶審決が維持された	平11(行ケ)205号 平13.2.27	8-5	双方向通信
	123-2 (29, 36又は)	本件発明「窒化物半導体発光素子」に関し, 特許無効審判において訂正が認容され, 請求を棄却した審決が取消された	平12(行ケ)310号 平13.6.13	12-4	特許無効, 訂正, 進歩性, 記載不備
	29の2の , 29-3	先願明細書に記載された発明ならびに公知文献に記載された発明と同一であるとした異議の決定が取消された	平11(行ケ)403号 平13.7.17	12-6	先願明細書記載, 新規性

進歩性	化学・生物	進歩性有	29	本件発明(記録紙)の無効審判に関して、請求不成立とした審決が支持された	平12(行ケ)280号 平13.2.22	8-2	記録紙, 進歩性, 拒絶理由 数値限定
			29	本願発明「定性免疫クロマトグラフィー方法及び装置」に対する拒絶査定を維持する審決が取り消された	平12(行ケ)229号 平13.5.10	11-1	引用発明の認定, 本願発明 と引用発明との一致点の 認定
		進歩性無	29	本件発明「チオカルバミン酸S-アルキルエステル系レンズ用樹脂の製造方法」についての無効審決が維持された	平10(行ケ)26号 平11.12.16	2-1	進歩性
			29, 159	引例との一致点, 相違点の判断に誤りはなく, 周知例として引用した証拠は不適法な拒絶理由ではないとして請求が棄却された	平12(行ケ)79号 平13.3.7	9-3	進歩性の判断, 周知例の追加
			29	拒絶審決が維持された	平12(行ケ)96号 平13.2.7	10-2	技術常識 阻害要因
	機械	進歩性有	29	本願発明「車両のオートマチック伝導装置用回路装置」の拒絶査定不服審判の請求が成り立たないとした審決が取り消された	平11(行ケ)160号 平12.9.26	7-1	変速装置, 切換路
			29	本件発明は「切り屑排出装置を備えた正面フライス」の進歩性を否定する拒絶審決が取り消された	平成11(ケ)191号 平12.6.29	8-15	当業者 容易
		進歩性無	29, 126	特許発明「断熱パネルの製造方法」の無効審判における無効審決を取消した審決取消訴訟	平11(行ケ)86号 平12.10.3	3-1	数値限定 技術常識
			29	引例に開示された技術には, 本発明の概念が含まれており, 手段の相違による効果の比較には意味がないとして請求が棄却された	平12(行ケ)82号 平12.10.23	4-1	進歩性の要件
			159	本願発明「磁気ヘッド装置」に関して, 拒絶すべき旨の審決が支持された(原告請求棄却) 審決取消訴訟事件	平12(行ケ)2号 平13.1.15	6-1	進歩性 一体成型 拒絶理由通知
		29	本願発明「昇降足場」の拒絶査定不服審判の請求が成り立たないとした審決の取り消し請求が棄却された	平11(行ケ)371号 平12.10.23	7-2	単なる寄せ集め効果の総和 刊行物の組み合わせ	
		123, 平11法41号附2-13	コーティング装置に対する無効審判につき, 訂正を認めた上で審判請求は成り立たないとした審決が取り消された	平11(行ケ)246号 平13.5.23	12-3	無効, 訂正, 進歩性, 新規事項, コーティング, スロット, スピン, 矩形	
	電気・物理	進歩性有	29	本件発明(窒化ガリウム系化合物半導体発光素子)の無効審判に関して, 請求成立とした審決が取消された	平11(行ケ)436号 平13.3.21	9-5	半導体発光素子, 進歩性 実施例, 慣用技術, 禁反言 の原則, 訂正
			29	「ビデオ表示装置」に関する拒絶審決が取消された	平11(行ケ)338号 平13.4.9	10-14	2値信号, デコーダ
			29	本願発明「フラット型表示装置の階調駆動方式及び階調駆動装置」の拒絶査定不服審判の請求が成り立たないとした審決が取り消された	平11(行ケ)38号 平13.5.21	11-6	相違点の判断の誤り, 顕著な効果の看過
進歩性無		29	特許後, 異議申立を受けて特許が取り消された事件につき, 特許取消の決定が支持された	平12(行ケ)137号 平13.1.31	6-2	反射率変化型の光ディスク, MO(光磁気ディスク)	
		123・134, 改正前 126	本件発明「糸状巻取機におけるポビンホルダの回転制御装置」に係る無効審判請求を棄却した審決が取り消された	平12(行ケ)142号 平13.1.31	7-6	無効審判請求, 訂正の請求, 独立特許要件	
		29	審決取消請求独立当事者参加事件において参加人(原告)の請求が棄却され, 審決が支持された	平12(行ケ)67号 平13.2.1	8-7	発明の同一性の判断 発明の相違点の判断	
		29	本件発明「永久磁石直流モータ」に関して, 特許無効審判請求を棄却する審決が取り消された	平12(行ケ)84号 平13.3.14	9-4	進歩性 一体不可分 同一技術分野	
		29	本件発明「画像形成方法」について, 引用例並びに周知技術から当業者が容易に発明できたとする拒絶審決取消請求は棄却された	平12(行ケ)342号 平13.6.28	12-1	周知の技術, 技術的思想の 創作, 顕著な作用効果	

特・実 侵害

分類	条文	概要	要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
権利消尽	2-1, 68, 68の2	特許延長に係る用途の物質を有効成分として含有する原告製剤を溶解して同物質を同用途のために再結晶させた行為に当該特許権は及ばないとした		平11(ワ)27944号 平13.1.18	8-3	特許発明の実施, (延長) 特許権の効力範囲, (延長) 特許権の消尽, 含有特許物質 の再結晶行為
間接侵害	101・100・70	本件発明「製パン器」等に関する特許等侵害行為差止等請求事件について原告の請求が一部認められた		平8(ワ)12109号 平12.10.24	3-3	権利濫用, 間接侵害 特許権の効力, 請求の範囲 の解釈
	101	外国向けにのみ輸出, 販売されるものは日本の特許権の間接侵害を構成しないと判断された		平10(ワ)12875号 平12.12.21	10-3	間接侵害
損害額	実29	勝訴原告が請求額全額の支払いを求め, 敗訴被告が原判決の請求認容部分の請求棄却を求めて控訴したが, 両控訴とも棄却された		平11(ネ)5647号 平12.9.26	1-3	損害額の算定, 寄与度, 実施料率

損害額	102	販売数量の3割には102条1項(平10法律51)が適用され、7割には102条3項(実施料相当額)が適用された	平8(ワ)1635号 平12.12.12	4-4	102条1項の「利益の額」、102条1項ただし書き				
	65, 102	計算鑑定人が選任され、被告の限界利益を損害と認めた	平9(ワ)5741号 平13.2.28	10-5	計算鑑定人、補償金請求、損害額の算定				
	123-29	本件特許権「加熱蒸殺殺虫方法」に関する不当利得金返還請求事件について、原告の特許権に無効理由があるとし、権利濫用とされた	平11(ワ)12876号 平12.12.19	5-3	分割出願、補正、要旨変更、無効理由、実施例の追加				
	123-29	本件特許権「包装積層品をヒートシールする装置」に関する侵害差止等請求控訴事件について、被控訴人(原告)の特許権に無効審判事件は未確定であるとし、差止、損害賠償請求をみとめた	平11(ネ)459号 平13.1.25	7-3	分割出願、不適法、原出願、原々出願、無効理由、訂正、無効審決の未確定				
	49-6, 35-79	特許発明「写真付葉書製造装置」の特許権侵害差止請求を棄却した	平11(ワ)9226号 平13.1.30	8-4	冒認出願 職務発明 先使用				
29-3	本件特許発明は先行発明と同一であるから無効を免れることができず、本件特許権に基づく損害賠償請求は権利の濫用にあたるとして請求が棄却された	昭60(ワ)4297号 平13.3.29	9-6	権利の濫用					
技術的範囲・均等など	化学・生物	権利者敗訴	100	本件特許「非金属重合体折り結束体」に基づく特許権侵害差止等請求が棄却された	平12(ワ)128号 平12.12.14	5-8	構成要件の解釈 イ号の特定		
			70-100	クレーム記載の用語の意義は、他の構成要件との整合性をもとに解釈されるべきとの主張は、禁反言により認められなかった	平11(ネ)5303号 平13.1.31	6-4	プロダクト・バイ・プロセス 禁反言 用語の解釈		
			100, 36	プロダクト・バイ・プロセス・クレームが製造方法に限定解釈されて特許権侵害差止請求が棄却された	平12(ワ)9657号 平13.2.27	8-6	プロダクト・バイ・プロセス・クレーム、出願経過		
			100-70	特許権侵害差止等請求事件において、公知文献との相違点に基づいて特許発明の本質的部分を認定し、均等論の成立を否定した	平10(ワ)14072号 平13.4.27	9-7	均等論、本質的部分		
			29-3	被告製品は、本発明で使用する洗浄剤に配合する泡調整剤の要件を満たしていないとして請求が棄却された	平11(ワ)3942号 平13.5.29	11-7	構成要件の欠如		
	機械	権利者勝訴	準70	新潟地裁による非侵害の認定が東京高裁で覆された	平12(ネ)3019号 平13.5.24	10-10	作用、効果を享受しつつ、新たな構成を加える		
			100-70-123	本件発明「育苗ポット用樹脂成形体及びその製造装置」等に関する特許権侵害行為差止等請求事件について原告の請求が一部認められた	平12(ワ)5352号 平13.4.12	11-3	無効審判請求、先願発明と実質的に同一である場合の権利解釈、差止請求		
		権利者敗訴	実26 準70	登録実用新案「ゴルフ用手袋」に基づく差止請求および損害賠償請求が棄却された	平11(ワ)28458号 平12.9.29	1-4	手袋 登録実用新案の技術的範囲 出願前公知技術の参酌		
			70, 不競2-13, 4	「月の投影器」に関する侵害訴訟において、特許庁の審理経緯および公知技術を参酌して特許請求の範囲を解釈した結果、侵害差止等請求が棄却された	平10(ワ)15083号 特許権侵害差止等請求事件 平11(ワ)17279号 同反訴請求項請求事件 平12.9.19	1-7	特許庁の審理経緯、公知技術の参酌、不正競争		
				「帯状材料処理装置」に関する特許権についての差止請求、及び損害賠償請求の控訴が棄却された	平11(ネ)5134号 平12.9.14	2-2	帯状材料、自由締付け端部、締め付け、当接		
			70	本件発明「自動弾丸供給機構付玩具銃」に関する特許権侵害差止等請求控訴事件について、原告の主張が認められなかった	平11(ネ)4958号 原審:東地平9(ワ)9112号 平12.9.27	2-4	技術的範囲、開閉制御、ガス流路、有効断面積		
			100-70	本件発明「散布及び電照設備における走行体の移動装置」(控訴人の発明)に関する特許権侵害差止等請求控訴事件について控訴人の請求が棄却された	平12(ネ)2505号 平12.12.21	5-2	技術的範囲 発明の詳細な説明の参酌 出願経過の参酌 均等		
			準70	実用新案権侵害差止等請求控訴事件	平11(ネ)5342号 平12.12.25	6-6	バランサ アンバランス解消		
			実27, 著12-112	中古車価額表につき実用新案権、著作権侵害がいずれも否定された	平12(ワ)13753号 平12.12.26	7-7	物件の特定、権利侵害、均等、編集著作物、依拠、素材の選択、アイデア		
			70	本件発明「河川、湖沼等の浄化装置及び油水分離装置」についての損害賠償請求が棄却された	平10(ワ)10295号 平12.7.4	10-1	明細書記載の参酌 出願経過の参酌		
			70	本件特許権「高純度窒素ガス製造装置」に関する侵害差止等請求控訴事件について、控訴人(特許権者)が意識的に限定した補正後の特許権の技術的範囲に属しないと、差止請求等を認めなかった	平12(ネ)125号 平13.4.25	11-4	補正、意識的限定、出願経過の参酌、禁反言、技術的範囲、主位的請求、予備的請求		
			電気・物理	権利者勝訴	102各号, 不競2-13	被告装置2が本件特許権2の技術的範囲に属し、特許権2の行使が権利の乱用に当たらないとされた	平10(ワ)16963号 損害賠償等請求事件 平10(ワ)17278号 同反訴請求事件 平12.12.26	7-9	技術的範囲、権利濫用、不正競争、先使用

技術的範囲・均等など	電気・物理	権利者敗訴	100	本件発明「磁気泳動表示パネル」につき差止請求が棄却された	平11(ワ)827号 平12.9.20	2-3	用語「粒子径」の解釈
			70	本件発明「カード発行システム」に関する特許権について差止請求および損害賠償請求が棄却された	平12(ワ)186号 平13.1.30	7-5	均等論 技術的範囲 公知技術
			102, 65	特許発明「車両在庫情報システム」の特許権侵害差止等の請求を棄却した	平11(ワ)2931号 平13.5.24	10-9	電源をオフする サスペンド スリープ
			29	本件発明(窒化ガリウム系化合物半導体素子)の特許権侵害差止請求が棄却された	平11(ワ)28963号 平13.5.15	11-2	半導体発光素子, 特許請求の範囲の記載, 発明の詳細な説明の記載, 作用効果, 用語解釈, 発明の本質

意匠 審決取消

分類	条文	概要	要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
意匠の類否	3 -3	「ごみ箱」に係る意匠登録出願について拒絶にすべき旨の審決を維持した		平11(行ケ)391号 平12.9.27	1-5	意匠の類似 意匠法3条1項
	3 -3	理化学実験用熱風恒温器に係る意匠登録出願を拒絶すべきものとした審決が支持された		平11(行ケ)411号 平12.11.7	5-4	意匠の類否
	3 -3	物品の一部が基本的構成態様であっても物品全体として判断して需要者に特別の美感を付加するといえない場合には類似の範囲に属し, 判断主体については, プランジャーと押し部材を備えた「ティーポット」といっても, 流通経路から見て通常の「ティーポット」の需要者を判断主体とすべきである		平12(行ケ)58号 平12.10.24	10-11	全体観察, 特別な美感, 創作性, 取引者, 需要者 透明, 外国意匠

商標 審決取消

分類	条文	概要	要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
3条関係	3条1項関係	3 -3, 4 -16	本件商標の登録異議申立に係る取消決定について, 造語自体の性質に加えて工夫なき広告宣伝の仕方が需要者間に料理を指す語として定着, 原告の請求が棄却された	平12(行ケ)203号 平12.12.26	7-8	造語本来の理解されやすい性質と広告宣伝の仕方に工夫
		3 -3	指定商品の補正を考慮せずに出された拒絶査定不服審判の棄却審決が取り消された	平12(行ケ)478号 平13.3.15	9-8	指定商品の減縮, 自他商品識別力, 補正の効果
		3 -6	商標「習う楽しさ教える喜び」について自他役務識別機能を有しないとする審決に対する取消訴訟において原審決を維持する旨の判決がなされた	平13(行ケ)45号 平13.6.28	12-8	自他役務識別標識
	3条2項関係	3 .	第9類の「乳酸菌飲料」を指定商品として出願した, 添付の図に示すような, 「瓶の中程, 真中より稍上部に丸みを帯びたくびれを付し, 飲み口の形状を哺乳瓶の吸い口の形状とし, くびれによって, 円筒部分の直径を大きくし, 視覚上(見かけ)の大きさが小さく見えない形状」の立体商標が, 顕著性があるかどうか, 使用による顕著性が認められるかが争われた	平12(行ケ)474号 平13.7.17	12-10	立体商標使用による顕著性, 証明願
		3 -3, 3	出願商標「昆布しょうゆ」について商標法3条1項3号を理由とする拒絶審決に対してその取消請求が棄却された審決取消訴訟	平11(行ケ)442号 平12.8.29	2-5	商標法3条1項3号, 同3条2項
		3 -3, 3	指定商品「ブロックおもちゃ, 組立おもちゃ」の図形を表した商標の識別力は否定されたが, 使用による顕著性が認められた	平12(行ケ)101号 平13.2.28	8-8	図形, 使用, 顕著性
4条関係	4 -7	本願商標の拒絶理由を原審の商標法4条1項8号該当とせず, 審判で新たに同条項7号を適用した審決が支持された査定系の審決取消請求事件	平12(行ケ)231号 平13.3.27	9-2	拒絶理由の8号適用と7号適用は前提たる事実関係が別個	
	4 -7	キューピー人形の著作権者が, 登録商標「キューピー」の無効を争った	平12(行ケ)387号 平13.5.30	11-5	不正競争, 不正の目的	
	4 -8, 仏国商事会社法70	登録無効審判において, 商標「カルフル」が仏国企業の名称と同一であるから無効であるとされた審決が, 審決取消訴訟においても支持された	平12(行ケ)257号 平13.7.18	12-11	他人の名称, フランス商事会社法, 審理不尽	
	4 -11	「ういろう」は, 歴史的にみて当初は固有名詞であったものが, 本件出願時には普通名詞となっていた	平12(行ケ)321号 平13.3.21	9-11	普通名詞 固有名詞	
	4 -11	過去の登録例を「事案を異にする」とのみ説示した審決について, その説示の仕方が簡略であることが直ちに審決を取消すべき違法性と結びつかないと判断された	平12(行ケ)1号 平12.9.21	2-6	審決理由の簡略	
	4 -11, 15	「PRO-LEX」は, 「ROLEX」と非類似とした無効審判の棄却審決が取り消された	平12(行ケ)435号 平13.6.20	12-7	称呼類似	
	4 -15	登録商標「ROYAL PRINCE POLO CLUB」の取消決定の取消し請求が棄却された	平12(行ケ)92号 平12.10.16	3-2	周知著名商標, 出所混同, POLO, ポロ	

4 条 関 係	4 -15, 55の2, 準特150	指定商品「洋服等」につき出願した商標「POLO LEAGUE」が、米国「ザ ポロ ローレン カンパニー」が使用する著名商標「POLO」に類似するとして拒絶査定とするという審決が支持された	平12(行ケ)5号 平12.9.28	1-6	著名商標, 証拠調べ
	4 -15, 46 -1	「ディル・カーネギー・プログラム」の商標登録を商標法4条第1項15号違反により無効とする審決の取消訴訟が高裁で棄却された	平12(行ケ)209号 平13.2.28	8-11	出所混同, 周知
	4 -15	出所の混同を生じるおそれがある商標であると判断した取消決定に対する取消決定取消請求事件において請求が棄却された	平13(行ケ)90号 平13.7.10	12-9	出所の混同, 著名・周知商標
43 条 の 2・3	43の2・3	異議決定の理由では、申立ての理由はないとしているのに、異議の結論では、取消決定となった異議事件について争われた	平12(行ケ)365号 平12.10.30	4-5	異議決定の理由 取消決定
50 条 (不 使 用 取 消)	50	使用商標との同一性が有るから取り消すべきでないとした不使用取消審判の審決が高裁で維持された	平11(行ケ)443号 平12.11.29	4-6	不使用取消, 商標の同一性, 広告
	50	「U.S. POLO」の不使用取消審決が支持された	平11(行ケ)196号 平12.11.15	4-7	US, POLO, 不使用
	50	本件商標について使用許諾の立証がなく、その登録を取消すとした審決が取消された	平12(行ケ)21号 平12.11.29	5-5	本訴直前作成の使用許諾確認書
	50	フランチャイザーがフランチャイジーに対して、登録商標を付した販促品を販売しても、本件商標を指定商品につき使用したとは認められないとされた	平12(行ケ)335号 13.2.27	8-10	商標の使用, 販促品の有償譲渡
	50・6	車椅子用電動昇降機が構造的にトラック等の昇降機と同じだからと言って、荷役機械器具であると判断するのは誤りである	平12(行ケ)171号 平12.12.14	9-9	指定商品 商品の分類
51 条	51	他人の業務に係るエレキギターとの出所の混同を故意に行ったとして商標法51条第1項の規定により商標登録を取り消すとした審決が高裁で取り消された	平11(行ケ)366号 平12.10.12	3-5	不正使用, 他人の商品, 故意

商標侵害・契約・移転等

分 類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
侵 害	36,不競2-1	登録商標「和漢研 麗姿」を有する原告が、「麗姿」という商標を使用する被告に使用差止等を求めた請求が棄却された	平9(ワ)26980号 平12.10.31	3-4	商標権侵害, 使用差止, 不正競争行為, 代理店契約, OEM契約
	2 各号, 25, 26 -2, 不競2 -1	「煮魚つゆ」等について「タカラ本みりん入り」の記載を含むラベル商標の使用は、つゆ等を指定商品とする登録商標「宝」, 「タカラ」等の商標権の侵害及び不正競争行為はないとした	平10(ワ)10438号 平13.1.22	8-9	商標の使用, 原料・素材の記述的表示, 原料・素材の著名商標, 商標権侵害, 商標権の効力制限
	2 -7 ほか	被告標章の使用は、原告商標権の侵害に当たらないとされた	平12(ワ)10417号 平13.4.26	11-8	商品販売の付随的役務
移 転 登 録	破産72	商標権の譲渡が否認され、移転登録の抹消が認められた	平11(ワ)18820号 平12(ワ)1770号 平12.9.8	2-10	破産 否認権
使 用 許 諾 契 約	民415・416	商標使用許諾契約の解除に伴う差止等請求事案(甲事件)と、反訴の債務不履行と不正行為に基づく損害賠償請求事案(乙事件)において、甲事件が棄却、乙事件が認容された	平8(ワ)6700号(甲事件), 平9(ワ)8912号(乙事件) 平12.7.18	3-7	継続的契約関係と解除事由

不正競争防止法

分 類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
周知表示混同惹起	2 -1・2, 3, 11 -2・3, 商36・37, 4 -11, 26, 46 -1	登録商標「和田八」等の原告商標権者による元原告グループ会社被告に対する営業表示・商品表示「和田八物産」等の使用差止を営業表示には主位的請求、商品表示には予備的請求に基づいて認容した	平10(ワ)9655号 平12.10.12	5-7	他人の商品等表示, 周知性, 差止請求, 不競法11条1項2・3号の抗弁, 使用許諾の存否, 無効理由のある商標権に基づく抗弁, 商26条, 商標権侵害, 権利濫用, 差止範囲, 主位的・予備的請求
	2 -1・13・14, 5, 11 -1	「Dフラクション」は舞茸から抽出される物質の普通名称であるが、原告表示「D fraction」は原告らの商品を表す表示として周知であり、被告イ号及びロ号表示は原告表示と類似し、その使用は不正競争行為に該当する	平9(ワ)11649号, 同12381号, 平10(ワ)8042号 平12.12.14	6-5	周知表示 普通名称 類似 普通に用いられる方法
	2 -1, 4	診療所名「柏皮膚科」と「柏東口皮膚科・内科」は類似しない、として原告の不正競争防止法に基づく診療所名の変更及び損害賠償の請求を認めなかった	平12(ワ)16998号 平13.2.26	8-14	周知性, 類似性

周知表示混同意起 著名表示冒用	2 -1・2, 3	ドメイン名及びホームページ上の表示の使用は、不競法2 条1項2号に該当するとし、その使用差止を認めた	平10(ワ)323号 平12.12.6	3-8	ドメイン名、ホームページ 上の表示、(著名)商品等表 示、使用、ドメイン名の類 否、差止請求権、権利濫用
	2 -1・2, 3・4, 11 -1・4	大人の玩具の販売や誹謗中傷等を表示するウェブサイトにお いて、ドメイン名「j-phone.co.jp」及び「J-PHONE」等 の表示の使用の差止・抹消及び損害賠償を認めた	平12(ワ)3545号 平13.4.24	10-12	商品等表示、ドメイン名、 ウェブサイト上の使用、周 知・著名性、普通名称等、 先使用、差止・抹消、信用 毀損賠償、弁護士費用
	2 -1・2, 3, 民訴 293	ホームページアドレスの外にメールアドレスも差止対象と する附帯控訴で通信手段部分を除いた「jaccs.co.jp」に 対する請求を認容した	平12(ネ)244号, 平13(ネ)130号 平13.9.10	12-12	ホームページアドレス、 メールアドレス、商品等表 示、使用、識別機能、差止 請求、附帯控訴
商品形態模倣	2 -3, 5	小型ショルダーバッグの輸入、販売が、商品形態の模倣に 当たるとして差止め及び損害賠償の請求が認められた	平11(ワ)22096号 平13.1.30	8-13	商品形態の模倣、商品形態 模倣行為に対して差止め 又は損害賠償を請求し得 る者、同種の商品が通常有 する形態
営業秘密	2 ,2, 5	本件営業資料のうち、「来山者名簿」「お客様情報」等は「営 業秘密」に該当し、被告らの行為は共同不法行為に該当す るが、該営業秘密を利用して契約したのは、原告主張契約 件数のうちの一部である	平10(ワ)18253号 平12.11.13	3-6	営業秘密、秘密管理、有用 性、非公知性、不正競争行 為、共同不法行為
原産地等確認惹起	2 -12	行政指導と抵触する被控訴人米袋表示であっても、控訴人 米袋表示の無断使用は、特定生産農家に係る魚沼産コシヒ カリであるとの誤認惹起行為に該当するとした	平12(ネ)507号 平12.9.6	1-10	行政指導抵触表示、不競法 の保護法益、誤認惹起行 為、反訴

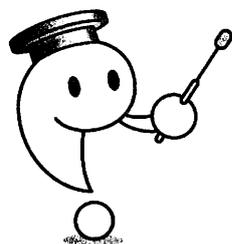
著作権法

分類	条文	概要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
著作物	2	本件ロゴの著作物性を認めず、又、本件ロゴの使用料は和 解契約により請求しないことで合意されている、と認めた	平11(ワ)2415号 平12.9.28	2-8	著作物、和解契約
	2 -3, 26	テレビゲーム用ソフトは、著作権法上の「映画の著作物」 には該当するが、著作権法26条1項の頒布権が認められる 「複製物」には当たらないとして頒布権に基づく販売差止 を認めなかった	平11(ネ)3355号 平13.3.27	9-10	中古ゲームソフト、映画の 著作物、頒布権
	2 -1, 21・27	被告スローガン「ママの胸よりチャイルドシート」は、原 告スローガン「ボク安心ママの膝よりチャイルドシート」 の複製権、翻案権を侵害しない	平13(ワ)2176号 平13.5.30	10-15	スローガンの著作物性、複 製権・翻案権の侵害、迅速 審理
	12の2, 民709	原告の本件データベースの著作物性は認められなかった が、本件データベースを被告データベースに組み込んで販 売する行為は、不法行為を構成する、と認められた	平8(ワ)10047号(甲) 同25582号(乙) 平13.5.25	11-10	著作物、複製、不法行為
二次的著作物	2 -11, 28, 14	連載漫画「キャンディ・キャンディ」の登場人物の絵の商 品化事業が、連載漫画のストーリー作家が原作者として 有する権利を侵害すると認められた	平11(ワ)20712号 平12.12.26	6-3	漫画の著作権、原作者 二次的著作物、損害額の推 定
著作権	21 ,91, 112	本件CDの複製権及び録音権の侵害は認められたが、複製権 及び録音権の侵害を理由とする慰謝料請求は棄却された	平12(ワ)9970号 平12.9.14	1-9	複製権、録音権、慰謝料請 求権
	22, 22の 2, 民703・ 704・709, 商266の3	被告会社(貸ビル業等)は、賃貸人として経営名義人に建 物を使用、収益させる義務を越えて、本件各カラオケ店舗 の経営に実質的に関与しており、共同経営者と同視でき、 著作権侵害の責任を負う、と認められた	平11(ワ)13711号 平12.11.14	5-6	著作権の支分権、演奏権、 上映権、不法行為、不当利 得返還、損害賠償
	2 , 21・27	カエルをモチーフにした、被控訴人図柄(「ケロケロケロッ ピ」の名称で商品に使用)は本件著作物の複製権又は翻案 権を侵害しない、と認定した	平12(ネ)4735号 平13.1.23	8-12	著作物、複製権、翻案権
	21・63・ 114, 著仲 裁業務3	「被控訴人は少なくとも過失により許諾を得ないまま複製 行為をした」と認定された	平12(ネ)3758号 平13.7.12	12-2	複製行為、許諾、著作権使 用料規定、損害の額
著作権 著作者人格権	20 , 21, 114	原告創作に係る「図面」について、被告がその一部を切り 離して複製し、文庫本シリーズのシンボルマーク等に使用 した行為に対し、著作者人格権及び著作権の侵害が認めら れた	平11(ワ)13459号 平12.9.28	2-7	同一性保持権、著作権(複 製権)、著作権侵害による 財産上の損害
	21・27	「ケロケロケロピ」の図柄が著作権侵害であるとの主張 が認められなかった	平12(ワ)4632号 平12.8.29	2-9	著作物の同一性、複製権、 翻案権
	2 -15, 18乃至 20・21	原告著作物の創作性ある特徴的表現部分の対応表現が被告 書籍に存在しないことから複製権等を侵害しないとした	平11(ワ)26366号 平12.12.26	6-7	著作権侵害、複製権侵害、 同判断基準、著作者人格権 侵害
	27, 民709	先行作品を利用して小説を書いた場合、ストーリー展開、 背景、場面設定、人物設定、描写方法の相違を根拠に翻案 権侵害などを否定した	平9(ワ)442号 平13.3.26	10-13	翻案、複製、氏名表示権 ストーリー展開、創作性

損害額	112, 114	カラオケ一曲一回の使用料(110円)を基準に使用料相当損害額を算定することは、包括的使用許諾契約した場合の使用料(月額3,500円)に比較して高額であり、不当であるという主張が認められなかった	平12(ワ)18001号 平12.11.28	4-8	音楽の著作物 使用料相当損害額 包括的使用許諾契約
	21, 114	コンピュータプログラムの違法複製品を使用し、その後違法複製品をすべて正規品に置き換えた被告に対し、著作権侵害に基づく損害賠償請求が認められた	平12(ワ)7932号 平13.5.16	11-9	コンピュータプログラム、 複製権、損害額の推定
不当利得	民703・704・709, 著61	著作権者に無断で作品届を日本音楽著作権協会に提出し、著作物使用料の分配を受けたことは不当利得とした	平11(ワ)5090号 平12.11.30	4-9	著作権譲渡、音楽著作権仲介団、著作権信託契約、著作物使用料、詐欺、不法行為、不当利得

弁理士報酬額表廃止

2001年1月6日から「弁理士報酬額表」が廃止されました。新弁理士法では、弁理士の報酬に関する事項が盛り込まれていない関係から、弁理士報酬額を当会が定めることができなくなりました。新弁理士法施行後の弁理士報酬は、総て依頼者との合意形成によって決定していただくこととなります。



また、従来活用されていた日本弁理士会が定めた「弁理士報酬額表」あるいは「特許事務標準額表」を各事務所でそのまま使用しますと、独占禁止法に違反する恐れがあります。そこで、当会としては、旧来の「弁理士報酬額表」あるいは「特許事務標準額表」をそのまま使用することを禁止する措置をとることといたします。報酬額表が必要な場合は、各事務所において独自の報酬額表を作成して下さい。

From Editors

編集後記

早いもので、パテント編集委員を仰せつかってからもう半年になります。

ところで、一昨年、使い捨てフィルム・パッケージを回収してフィルムを再充填して販売する行為について、特許権の侵害に当たるとの判断が、東京地裁で示されました。ところが、同じ行為に対し、米国の連邦巡回裁判所では、全く逆の判断が示されました。

このように、特許権の効力範囲および消尽の問題は、実務上重要であるにもかかわらず、微妙な点が多々あります。

そこで、今月号では、この「特許権の効力」をテーマに取り上げました。今泉米国弁理士や鳥羽会員の論文を始めとして、今月は力作ぞろいだったように思います。

是非ご一読の程を御願いたします。

さて、先日、久しぶりに自宅から青梅市の塩船観音まで往復100kmをロードレーサーで走ってきました。塩船観音は、JR青梅線の河辺駅から3kmほど奥に入った山の中にあり、躑躅で有名な寺です。初夏は、躑躅の花を見物に来る人達で賑わうとのことですが、それ以外の時期は、時々読経の音が聞こえるだけの静かな場所です。

塩船観音ではいつも御神籤を引き、その度に「大吉」と出るのですが、その割には余りよいことはありません。昨日も、いつものように休憩がてら御神籤を引いたところ、またもや「大吉」と出ました。今年は、御神籤の御託宣のように何か良いことがあればと思いながら帰途につきました。(針間)

梅の花が咲き出し、春がすぐそこまで来ていますが、年度最後の3月号の編集もこれで終わりほっとしています。来栖会員や今泉米国弁理士の使い捨て特許製品の判決の評釈など、興味深い記事を色々掲載していますのでご一読願えれば、と思います。(丸山)

首相の施政方針演説にも知的財産権に関するコメントが盛り込まれる等、知的財産権の重要性に対する認識が益々増えているように思います。今月号の特集は、「特許権の効力」であり、「侵害になるか否か!?!」といった、特許権の効力を見きわめる上でとても参考になる記事が中心となっております。是非、ご一読下さい。日本経済もなかなか明るい兆しが見えない状況ですが、特許権が有効に活用され、特許法の法目的たる産業の発達につながり、暗闇の経済の突破口になればと思います。(篠原)

2002年2月号に誤りがありました。お詫びして訂正します。

「ソフトウェア関連発明の保護に関する現行特許法の問題点」ソフトウェア委員会(第1部会) 11頁は誤って掲載されております。正しい11頁と12頁をここにお届けします。